

# 届出期限の短縮の特例の対象となる書面(BELS評価書①)

- BELS評価書を利用して届出期限の短縮の特例を受けるためには、**非住宅部分は全ての部分**について、**住宅部分は全ての住戸（共用部は任意）**についてBELSの評価を取得していることが条件となる。

## ■建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)

- ・建築物のエネルギー消費性能の見える化を通じて、性能の優れた建築物が市場で適切に評価され、選ばれるような環境整備等を図ることを目的とする。
- ・平成28年国交第489号に基づき、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が実施する建築物の省エネ性能の評価・表示する制度
- ・住宅・非住宅、建物全体・用途部分等、対象に応じて省エネ性能を評価・表示
- ・第三者機関である登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が評価を行い、その結果をBELS評価書として交付
- ・省エネ基準への適合はBELS取得の要件となっている

表示星数	住宅用途	事務所、学校、工場等	ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会場等
★★★★★	BEI ≤ 0.8	BEI ≤ 0.6	BEI ≤ 0.7
★★★★	0.8 < BEI ≤ 0.85	0.6 < BEI ≤ 0.7	0.7 < BEI ≤ 0.75
★★★	0.85 < BEI ≤ 0.9	0.7 < BEI ≤ 0.8	0.75 < BEI ≤ 0.8
★★	0.9 < BEI ≤ 1.0	0.8 < BEI ≤ 1.0	0.8 < BEI ≤ 1.0
★	1.0 < BEI ≤ 1.1	1.0 < BEI ≤ 1.10	1.0 < BEI ≤ 1.1

各等級の考え方

## BELS評価書のイメージ



様式は統一されている

# 届出期限の短縮の特例の対象となる書面(BELS評価書②)

- 届出においてBELS評価書を添付する場合は、届出の対象となっている部分の全てが評価対象となっているかどうかを確認する。

## ■BELS評価書における確認箇所

- ・BELSの評価対象において、届出の対象となっている部分が除かれていないかを確認する。

### BELS評価書の確認箇所

申請用途

BELSの評価対象範囲

- ・住棟：共同住宅等の住棟全体
- ・住戸：共同住宅等の住戸
- ・建物：非住宅及び複合建築物全体 等

この住棟の設計一次エネルギー消費量 12%削減 621MJ/(㎡・年)

一次エネルギー消費量基準 適合 U<sub>A</sub>=0.65

外皮基準 適合 U<sub>A</sub>=0.65

誘導基準 (10%削減) 省エネ基準 712MJ/(㎡・年)